

令和4年10月26日

集金業務の見直し

SKP 事務局

1. はじめに

高齢化が進む中で、班長の寄付金、募金等の集金業務は現金を扱うことや、会員が不在で何度も足を運ぶことで労力負担が多いことから、この業務無くすことはできないか、またもっと負担の少ない集金方法はないか検討を進めてきたが、その結果を報告する。

2. 現在の寄付金募金の集金方法

回覧板で寄付金募金の趣旨を説明し、賛同する人は添付の用紙に氏名を記入してもらい金額は記入せず、後日班長が戸別訪問して集金し領収書を渡している。

班長は集金後集金したお金と領収書控を自治会事務局に届け、事務局から領収書をいただく。その領収書を募金者に回覧または班ノートにファイルし、後日追跡が可能となっている。

事務局は、集金されたお金を班毎に集計し、班長が持ってきた領収書控とともに保管する。その後、自治会として寄付や募金の団体に送金し、その領収書を保管する。

寄付、募金結果は、本部役員会で説明後、会員に報告される。

現金を取り扱うことから集金担当の班長だけでなく事務局での負担が大きい。

また、現在の募金方法では、誰が募金をしていないかが分かり、個人情報管理が完全にできない欠点がある。

3. 寄付金募金の任意性

寄付、募金は任意で強制にはならないことに配慮して行われてきたが、現在の回覧板と班長集金方式でも、半強制的性があると思っている人もいる。

制度改善に当っては、任意性にさらに配慮しなくてはならない。

4. 寄付金募金の種類と令和3年度集金実績

NO	寄付募金名	金額	世帯数	募金額と集金方法
1	緑の羽根募金	24,740 円		自治会費から出している 20 円 x1237 世帯
2	赤い羽根共同募金	224,350 円	561	1世帯当たり 200 円から 500 円程度。班長が集金し事務局に提

				出
3	歳末助け合い募金	211,910 円	470	1世帯当たり 200 円から 500 円程度。班長が集金し事務局に提出
4	赤十字募金	264,600 円	617	1世帯当たり 200 円から 500 円。班長が集金し事務局に提出
5	有秋中学校協力金	119,900 円	122	後援をしている有志で 1 口 1,000 円。班長が集金し事務局に提出
6	社会福祉協議会寄付金	27,000 円	17	有志で 1 口 2,000 円、2021 年は会長が集金した。

5. 各種募金について

5.1 緑の羽根募金

- (1) 公益社団法人「国土緑化推進機構」、政府から出るお金と、会員、賛助会員からの年会費をベースに運営している。
- (2) 千葉県では 2900 万円の募金がある。
- (3) 国土緑化のボランティア活動を、子供たちを巻き込んで実施している。
- (4) 活動のための原資は緑の羽根募金で、年間全国で 20 億円程度の募金が集まる
- (5) 公募で選ばれた活動団体に活動資金を交付している。1 団体あたり 10 万円から 100 万円程度
- (6) 募金は全国で年々減ってきている。

5.2 赤い羽根共同募金

- (1) 戦後復興の一助として戦後間もない昭和 22 年スタート、現在も地域福祉の推進に貢献している。共同募金会が運営している。
- (2) 共同募金会は中央共同募金会、県ごとの地域共同募金会に分れ、募金は募金された地域が主体的に活用している。
- (3) 全国の年間募金額 125 億円でだんだん減ってきている。
千葉県の募金目標額は 3 億 9000 万円
- (4) 地域福祉の問題を解決するために公募してきた民間団体に助成金を交付し応援している。支援は多岐にわたっており、最近ではコロナ禍で生じた問題に対する支援を開始している。

5.3 歳末助け合い募金

- (1) 赤い羽根募金と同じ共同募金会が運営している。

- (2) 恵まれない人たちに歳末を安心して過ごしていただくための活動
- (3) 募金額は全国で、37 億円程度で年々減少傾向にある。千葉県では 1 億 8,000 円の寄付がある。
- (4) このほかに NHK 歳末助け合い募金があり、募金額は全国で 6 億円、千葉県で 2,700 万円

5.4 赤十字募金

- (1) 日本赤十字社は、日本赤十字社法によって設立された認可法人
- (2) 事業規模は 1 兆 1000 億円の医療事業、1600 億円の血液事業、社会福祉事業等その他 400 億円
- (3) 日本赤十字社の災害時緊急支援等の活動は、約 18 万人の個人会員(社員という)と 8.2 万社の法人会員からの社費と一般寄付によって行われているとされ、その資金は年間約 350 億円とされています。
- (4) 千葉県では 7 億 6000 万円の寄付がある。
- (5) いつでも世界中のどこへでも飛んでいける医療チームを抱えて、国内外の災害時の医療をはじめ各種緊急時支援を行っています。

5.5 有秋中学校協力金

- (1) 有秋中学校の後援会から自治会の皆様に、教育環境の整備や子供たちの健全な育成のための資金として、1 口 1000 円の寄付金のお願いがある。
- (2) 用途は主に教育資器材の購入や運動部の遠征費に使われている。
- (3) この寄付金は後援会の会費収入 67 万円のほとんどを占めている。
- (4) 桜台自治会では、122 件、119,900 円の寄付金があった。
- (5) 校区に所属する各地区の人口当たり集金額には大きな差はない。

5.6 社会福祉協議会関係

- (1) 会費として会員当たり年会費 200 円、2021 年度には桜台自治会として、244,700 円を負担している。
- (2) このほかに賛助会員寄付金として、現在 17 人から個人的に 1 口 1000 円で寄付を集っている。27 口合計 27,000 円の寄付がある。
- (3) 令和 3 年度は星野会長が集金している。

6. 寄付金募金に対するいろいろな意見

- (1) 寄付金募金は会員の任意ではあるが会員の約半数が募金に賛同し、その篤志のもとに桜台自治会では創立以来募金活動が行われてきた。各募金の募

金額が 200,000 円を超えており、班長の集金が大変だからと言って募金活動を縮小することに疑問を感じている会員も多い。

- (2)現在の班長による集金は、募金依頼の回覧板を回してまず各世帯の篤志を記入してもらい、後日班長が集金をすることで、集金時の玄関先でのお願いがなくなり、集金業務は大幅に改善された。
- (3)最近では共働き等で日中留守にする世帯も多く、夜の訪問集金や度重なる訪問集金などで、集金の労力負担が増えてきている。
- (4)班長の高齢化が進む中、高齢者からまた夜間集金になる共働き世帯から集金業務を無くしてほしいという要望が多い。

7. 寄付金募金の集金方法の提案

以下集金業務の改善案を本部役員会で説明し、本部役員(副会長、地区長、理事)がどのような考え方に賛同しているか調べ、今後の検討の参考にする。

NO	提案	問題点
改善案1	一切の集金業務は止め、募金は自治会館に用意した募金箱に持参してもらう。 ただし、有秋中学校後援会協力金、社協賛助会員寄付金は従来通り集金する。	募金箱だけでは募金額が減る。 募金に対する会員の善意を集めきれない。 左記一部集金は残るが、常務役員が集金する。
改善案2	自治会館に募金箱を置き、最低募金限度額に足りないときは自治会費から補填する。(1募金2万円程度) ただし、有秋中学校後援会協力金、社協賛助会員寄付金は従来通り集金する。	補填することは、募金する意思のない約半数の会員が募金することになる。 左記一部集金は残るが常務役員が集金する。
改善案3	各人、募金毎に自由意思で募金額を決め、自治会費の納入と合わせ、1回で事務局に納入する。 募金額は募金毎の集金額に応じて募金を分配して納入。	事務局の事務が非常に煩雑になる。
改善案4	集金用ファスナー付きプラスチック袋を回覧板に貼り付けて、手渡し回覧で集金する。	途中紛失の可能性あり。 最終は班長が事務局に持ってくる。
改善案5	各班に集金ボランティアを置き、この	ボランティアが集まるかどうか

人が班長に代わって集金をする。	不明。
-----------------	-----

8. 本部役員会の討議結果

6月12日(日)の本部役員会で説明後、上記7で示した集金方法の改善案について本部役員の皆さんにアンケートを実施した。

会員を代表する本部役員が、班長の集金についてどのような意見を持っているか調べてみた。ここではその結果(添付資料参照)を報告する。

- (1) 当日出席者のうち18名から回答を頂いた。
- (2) 輪番制が機能している段階では、
 - ① 現状維持で班長集金が 12名
 - ② 班長集金は止め、自治会に設置した募金にいれるが 3名
 - ③ 自治会に募金箱を置き、募金予定にたしない場合は自治会費から補填が 3名
- (3) 輪番制崩壊の兆しが現れた段階では
 - ① 自治会に募金箱を置き、募金予定に達しない場合は自治会費から補填がするが 7名
 - ② 班長集金は止め、自治会に設置した募金にいれるが 6名
 - ③ 班内でボランティアを募り集金が 2名
 - ④ 班内で自治会費と合わせて納入が 1名
 - ⑤ 現状維持の班長集金が 1名
- (4) 輪番制が機能している現在においては、班長集金は圧倒的な支持を得た。
- (5) 輪番制の崩壊の兆しが現れた段階では、班長の集金業務を止めて
 - ① 事務局に設置した募金箱に各自が持参する。
 - ② 目標金額を決め、事務局に設置した募金箱に各自が持参し、最低募金額に達しない場合は自治会費から補填する。
 案が支持された。

9. その他の改善事項

募金・集金については会員の中で意見が多いことから以下の改善を行う。

- ① 募金・協力金はあくまで任意であることを回覧文書に入れる。
- ② 戸別募金から主催団体に募金が届くまでの追跡可能性について、会員に周知する。
- ③ 現在の募金集金システムでも、個人情報保護からの観点では万全でないことを理解し、行動する。

11. まとめ

(1) 集金業務は大きな労力がかかっている。

集金業務は高齢者にとって手間のかかる業務で、募金・寄付金の任意性から特別の配慮が必要であると同時に、そのお金が確実に募金等の主催団体に届いているか、すなわち追跡可能性(Traceability)を確保するために、自治会事務局の集金事務の負荷は非常に大きい。

(2) 集金業務をなくすことで募金は減る。

集金業務をなくすことは自治会にとって大きな改革であるが、現在約半数の会員が賛同し、1回の募金で20万円を超える募金等の集金を止め、その代わりとして、自治会館に募金箱を置く、またはその不足分を自治会費から補填するという案は、募金は集まらず、会員の善意を伝えきれない欠点がある。

(3) 班長の集金業務の継続

班長輪番制の崩壊は、しばらくはないという前提で、班長の集金業務は従来通り継続することにした。

(4) 班長の輪番制の崩壊の兆しが見えた場合の対応

募金・集金箱を自治会館に設置し、募金予定額(例えば2~5万円)に達しない場合は自治会費から補填する、等の対策をする。